

## ロックにおける革命権思想の形成

濱 林 正 夫

一

ロックの著作は若干の雑誌論文を除いてはすべて一六八八年の名譽革命以後に公刊されたのであるが、しかしそれらの執筆の時期、あるいは少くともその構想が、かなり以前のものであることは、研究者の一致して認めるところである。たとえば「政府二論」は一六八三年にロックがオランダへ亡命する以前にその前半が書かれており、「利子引下げおよび貨幣価値の引上げの諸結果にかんする若干の考察」は、少くともその一部は一六七二年前に書かれたといわれている。また「宗教的寛容にかんする書簡」は一六六七年に書かれた「宗教的寛容にかんするエッセイ」と「實質的に同一の見解をふくんでいる」といわれており、「人間悟性にかんするエッセイ」が

ロックにおける革命権思想の形成

一六七〇年ごろの數人の友人との討論のなかから生れたことはあまりにも有名であり、七一年に書かれた「人間悟性にかんする考察」(Sic cogitavit de intellectu humano Johannes Locke an. 1671)がその萌芽的形體をしめしていたのである。ロックの草稿や日記などをあつめたラヴレース・コレクション(Lovelace Collection)の再検討によって、數年前に新しく発見されたといわれる史料も、以上の點を確認するとともに、一六六〇年から六四年ごろの間に書かれた未發表の「自然法」にかんする草稿のあったことを傳えている。

このような事情を考慮しつつ、研究者の間ではロックの思想體系の形成を一六七〇年以前におくことが一般的となつている。たとえばドライヴァは、「ロックの思想に最終的な形が與えられたのは一六五五年から一六六五

年のこの十年間であった」といっているし、ブーンも、ロックが「まだおとなしいオックスフォードの學生であった間に……政治哲學においても宗教や教會の問題について、とくにそれと政治との關聯について、きわめて明確な彼独自の意見をつくっており、後年の思考と經驗とがそれを成熟せしめたにすぎない」といっている。ドライヴァーの場合にはもう一步すすんで、「ロックは一六八八年のエピソードのずっと前に、その『政府論』で主張されている立場へほとんど完全に到達していた」のであるから、ロックの理論が「本質的にウィッグ革命のアポロジ<sup>(9)</sup>」であるという見解は誤りであると主張するのである。ロックの思想がたとえ一六七〇年に完成していたとしても、それがウィッグ革命のアポロジでないことと理由とはならないであろうが、それはとにかくとして、ロックの思想體系がそのように早くから成熟しているか、とみることは正しいのであろうか。あるいは、言葉をかえていえば、ロックの思想はたとえ一六七〇年ごろと一六八八年ごろとは全く同一であり、その間に何らの變化もなかつた、といつてよいのであろうか。哲學や

神學や教育などにまでおよんでいる廣汎なロックの思想の全體にわたつてとりあげることはここではできないけれども、いまその政治思想だけについてみると、以上のようにロックの思想の完成を早い時期にもとめるこれまでの通説には、多少とも疑問を感じずにはいられないのである。本稿ではこの點を明らかにしてみたいと思うのであるが、このことはたんにロック個人の傳記研究にかんして意義をもつことであるのみでなく、その政治思想の把握のためにも重要であらうし、さらにはそれを通してうかがうことのできる名譽革命の基本的な性格、あるいはもつと大げさにいえば、市民社會そのものの性格、を反省するためにも重要な意味をもちうるものであろう。

(1) 鈴木秀男、「ロックの自然法の性格」(「一橋論叢」第二卷第六號、一九五〇年)、二九—三〇ページ参照。

(2) 種瀬茂、「ジョン・ロックの經濟論」(「一橋論叢」第二卷第四號、一九五一年)、五八ページ参照。

(3) C. H. Driver: John Locke (F. J. C. Hearnshaw ed.: The Social and Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age, 1928) p.75. 以下このエッセイの執筆は一六六六年の夏とされているが、ドラ

イヴァ自身認めてゐるから、これがインヘリ卿の要諦に  
よつて書かれたものであるとすれば、ロックとインヘリ  
卿とが知りあつたのは一六六六年の七月末なのであるか  
ら、このイヴァの説はうけられ難い。Lord King:  
The Life of John Locke, 2 vols. (1929, new ed. 1830)  
vol. I, p. 289 年々 H. R. Fox Bourne: The Life of  
John Locke, 2 vols. (1876) vol. I. pp. 165 et seq. 年々  
すれ一六六七年とされてゐる。

(4) T. Fowler: Locke, (1880) p. 18.

(5) Lord King: op. cit., vol. I. p. 10.

(6) 「ジョン・ロックの業績に關する新発見はついで」  
〔史學雜誌〕第五八編第四號、一九四九年、七〇ページ參  
照。これによると「人間悟性論」の下書は一六七一年に、  
「寛容についての書翰」の大意は一六六七年に、それぞれ  
書かれてゐるとされるが、この點はこれまでの研究者の見  
解と合致する。しかし貨幣利子論の一部の草稿がすでに一  
六六八年に書かれていたとすると、ロックの經濟問題への  
關心が一六七二年の國庫支拂停止や、七三年のロックの貿  
易植民委員就任から始まつたとみるブーンの見解 (Fox  
Bourne: op. cit., vol. II. pp. 187—188) 一これらほほ  
通説なのであるが——はくじがえされることになるであら  
う。

(7) C. H. Driver: op. cit., p. 73.

ロックにおける革命權思想の形成

(8) Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 154.  
(9) C. H. Driver: op. cit., p. 78.

## II

一六六〇年の王政復古について、ジョーンズは、それ  
は「有産階級の戦術の轉換を反映しており、そしてそれ  
によつてのみ可能となつた」といひ、ヒルもまた、それ  
は「下からの社會革命に脅かされた議會、すなわち有産  
階級、にとつて必要であつた」といつてゐる。だから復  
古王朝の政策がシーリーのいつてゐるように「一六四八  
年の軍事獨裁への反動のつもりが、一六四二年の動きへ  
の反動となつてしまつた」<sup>(3)</sup>ほどゆきすぎて、クラレンド  
ン法典にあらわれるような「白色テロが歸國してきた亡  
命者たちによつてもちこまれ」<sup>(4)</sup>ても、しかしレヴェラー  
ズの革命運動やクロムウエルの獨裁の記憶があまりにも  
生々しく残つてゐる有産階級にとつては、そしてまた一  
六六一年一月の千年王國論者ヴェナー (Thomas Ven-  
ner) の蜂起を初め六三年ごろまで各地に相ついでおこ  
つた民衆の暴動になお脅かされてゐた彼らにとつては、

そのような「白色テロ」もむしろ甘受すべきものでさえあった。ある長老派の僧侶は王政復古によってその職を奪われたにもかかわらず、こう書いている。「國內の安定の後まもなく、われわれは敗北者となつてしまつたけれども、しかしこの苦しみもあの時の恐怖と苦惱にくらべればまだまだである。……あの時にはわれわれは輕薄な昂奮した殘忍な民衆の衝動と意志のままにさらされたのだつた」。(5)——そして革命軍の義勇兵を父とし、オックスフォード大學では獨立派のオウエン (John Owen) のもとにビュリタンの教育をうけたロックも、王政復古にあたってはこの長老派の僧侶と同じような氣持をいっていたようである。

クロムウェル革命についてロックがどう考えていたかは次の諸點から推察しうるであろう。すなわち第一には、一六五四年オランダ戦争の終結の時にオウエンによって編纂されクロムウェルへさげられた詩集のなかにロックはラテン語と英語で二つの詩をよせているのであるが、それがいずれも平和の喜びをうたっているだけで、同じ詩集のほかの詩にくらべていちじるしくクロムウェ

ル讚美に缺けていること、第二にはロックの遺稿中にある未完の「初代シャフツベリ伯アンソニの生涯にかんする覚え書」(7)のなかで、ロックがクロムウェル革命中のシャフツベリ伯(アシユリ卿)の變節と妥協性を高く評價し、王政復古への貢獻を賞讃していること、第三にはおそらく一六六〇年ごろに書かれたと思われる小論文のなかで、ロックが「權威への大きな尊敬と崇拜」と「陛下の幸福な復位」について語り、「一般的自由は一般的隸屬にほかならず、人民による公共の自由の主張は同時に自由の侵害である」とのべ、「私が祖國と自分自身とに欲する自由とは……法の保護を享有することである」としていること、これらのことからロックが決してクロムウェルによるブルジョア獨裁の味方ではなかつたことが明らかとなる。この小論文はキングのロック傳に序文がせられてゐるのみで全文をみることはできないのであるが、キングによると、ロックが王政復古にあつて「千年王國の熱狂的信者」たちが宗教的なまた社會的な混亂をおこすことを恐れ、宗教的に「非本質的な」(indifferent) ことがらについては行政者に服従するように説い

たものであるとされる。<sup>(9)</sup>ブーンもまたこの小論文が、行政者の宗教介入権を一切拒否しようとする非國教徒の立場を批判したものとみているが、<sup>(10)</sup>とすればブーンのように「この小論文のボレミカルな興味はもはやすぎさつてしまった<sup>(11)</sup>」と片づけてしまうわけにはゆかないであろう。つまりロックがその中で、「些細な、せいぜい非本質的(indifferent)でしかないことについてあまり夢中になつて争つて、平和と安定という實質的なめぐみをふたたび危くすることのないように<sup>(12)</sup>」と警告する場合、これはカソリシズムやアングリカニズムの形式主義に對して發せられたものでなく、ピューリタニズムにむけられたものなのであり、ロックの宗教寛容論の中心的な思想をなす「非本質的なもの」という考え方は、實はピューリタニズムへの反動として生れてきたものであったのである。ブーンもまたこの小論文にロックの「ピューリタニズムからの分離の正當づけ<sup>(13)</sup>」をみている。

同じところに、あるいはもう少し早く、書かれたと思われる「ローマ共和國についての考察」<sup>(14)</sup>にも同じような考え方をみることができる。その中でロックはローマの宗

ロックにおける革命権思想の形成

教に言及し、それが單純な信仰箇條にもとづく幅の廣い統一的な、そして行政者の管理する宗教であつたことを賞讃しているのであるが、それは宗教の問題を完全に個人の良心にゆだねてしまう獨立派的な考え方はなく、むしろ宗教を倫理的なものへできるだけ解消し、宗教の大部分を非本質的なものとみてその差異を無視することによつてその統一を保とうとする單純國教の立場、いわゆる廣教主義(Latitudinarianism)の立場をしめすものである。この立場からでてくる信仰の自由という主張は、クロムウェルやレヴェラーズなどの場合のように個人と神との結びつき——選ばれしものという確信、したがつて“Ecclesia Militans”——から生れているのではなく、グリーンがいつているように、「權威の弱さと理性の不完全さ<sup>(15)</sup>」といういわば懷疑主義的な考え方からでていたのであつて、たとえ兩者が良心の自由という主張で一致していたとしても、その基礎には大きな違いがあることを見逃してはならないであろう。やや公式的にいつてしまえば、一方が革命的な立場を代表するいわば下からの信仰自由の主張であるのに對し、他方は國教會

の穩健派のいわば上からの自由の主張であり、その流れは Cromwell 革命における王黨派に屬する人々 (Lord Falkland, W. Chillingworth, J. Hales など) から發するものであった。だからこの立場からは、個人の權利として自らの信ずるところにあくまで忠實であらうとする自由の主張ではなく、宗教的な争いをさけるためになるべくそれにこだわらないという政策的な便宜主義的な觀點が強くおしだされているのであって、ロックもローマの宗教が「國民の道徳に大きな影響力をもち、市民社會のあらゆる團的に、とくに君主制の支持に、みごとに適用されている」<sup>(17)</sup> 點にその宗教政策の賢明さをみているのである。

このようなロックの宗教的な立場を、ドライヴァのように、「初期のピューリタニズムを失つて獨立派になった」<sup>(18)</sup> といってしまうのは、以上のべたところからみて明らかに誤っている。キングもブーンも、ロックがオウエンのピューリタニズム教育をうけながら、獨立派に「改宗」しなかつたことを認めている。<sup>(19)</sup> しかし逆<sup>(20)</sup>にまたロックをエビスコバリアンの系列へいれてしまうのもゆきすぎであ

らう。ロックの場合にはエビスコパシーからの下降として廣教主義の立場がとられているのではなく、ピューリタニズムからの分離としてそこへいたっているのだからである。とすればロックのこのピューリタニズムからの分離の理由こそが問われなければならないのであるが、これをパッテンのように、ロックの「虚弱な體質」がピューリタン・リゴリズムに耐えかねたからと説明してしまう<sup>(21)</sup>のは正しくないし、またオックスフォード時代の教師や友人の影響に歸してしまうことにも問題がある。當時の社會では宗教的な見解はいうまでもなく社會的な立場の差を反映しているのであり、またピューリタニズムからの分離はロック個人にとどまるものではなく、一六五〇年代の一般的な現象でありそれ故にこそ廣教主義が大きな影響をもちえたのであって、ロックの個人的な環境からするこれらの説明は誤っていないとしても不十分であろう。むしろ一般的にはピューリタニズムが小市民や労働者たちの革命的な運動の精神的基盤となつてゆく段階において、上層市民がそこから分離してゆくとみるべきであり、<sup>(22)</sup>とすれば緩和されたアングリカニズムと妥協化されたピュ

リタニズムとの接合点としての廣教主義は、一六六〇年の妥協の宗教的な表現であったともいえよう。ロックの最も初期の宗教論はそのようなものであったのである。

さらにこのことは、「ローマ共和国についての考察」にあらわれたロックの政治思想の検討によっても確認される。すなわちロックはここでローマ建國の最初に「いかなる支配からも獨立した自由な根源的自然状態(the original state of nature)」を考え、<sup>(23)</sup>ついで社會への結合と指導者としてのロミュルスの選出をとっている。そのかぎり自然状態、社會契約というロックの中心的思想はここにすでにみられるのであるが、しかしここから人民主権説はみちびきだされていない。論理的には曖昧であるが結論としてはそこから行政權の全部と立法權の一部をもつ國王の制限君主制がひきだされるのである。この結論も後の「政府二論」のそれと同じなのであるが、<sup>(24)</sup>ここではとにかく人民主権説があるのに對し、ここでは主権そのものが人民にも貴族にも國王にも與えられず拒否されるのである。ここでは「いかなる個人もいかなる身分も、その富や財産や權威によって社會の他の部分を

ロックにおける革命権思想の形成

壓倒して絶對的支配を望むことがないような」、「バランスをもった諸制度と諸身分」<sup>(24)</sup>が讃えられ、人民の支配にも國王の支配にも味方しえないロックの立場が反映されている。このようにロックが社會契約説から出發しながら人民主権ではなく制限君主制へ到着していることは、逆に社會契約説を否定し神權説から出發しながら絶對君主制ではなく制限君主制へ到着しているたとえばクラレンドン伯と<sup>(25)</sup>、ロックの立場がかなり接近していることをしめしているといわなければならない。廣教主義がアングリカニズムとビュリタニズムとの妥協点であったのと同じように、制限君主制は緩和された神權説と妥協化された社會契約説との接合点であった。

(1) I. D. Jones: *The English Revolution, 1603—1714*. (1931) p. 123.

(2) C. Hill: *The English Revolution, 1640, (1940)* p. 79.

(3) J. R. Seeley: *The Growth of British Policy*, 2 vols. (1895) vol. II, p. 117.

(4) C. Hill: *op. cit.*, p. 79. ただしクラレンドン法典はクラレンドン自身の意圖したものでなかったらしい。

- G. M. Trevelyan: *The English Revolution, 1688—1689* (1938) p. 25.
- (5) H. Newcome: *Autobiography*. I, pp. 118—119 (cit. C. Hill: op. cit., p. 80.)
- (6) cf. Fox Bourne: op. cit., vol. I, pp. 50—52.
- (7) "Memoirs relating to the Life of Anthony, first Earl of Shaftsbury." *John Locke's Works* (Works of John Locke, in ten volumes, the eleventh edition, London, 1812) 第五卷九卷の二六六—二七二頁を参照せよ。
- (8) 此の標題は "Question:—Whether the civil magistrate may lawfully impose and determine the use of indifferent things in reference to Religious Worship?" である。Lord King: op. cit., vol. I, pp. 13—15 以下を参照せよ。
- (9) *ibid.*, pp. 14—15.
- (10) Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 154.
- (11) *ibid.*, p. 154.
- (12) Lord King: op. cit., vol. I, p. 14.
- (13) Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 154.
- (14) "Reflections upon the Roman Commonwealth" —Fox Bourne: op. cit., vol. I, pp. 147—153.
- (15) J. R. Green: *A Short History of the English People* (1874, rep. 1911) p. 613.
- (16) cf. M. Ashley: *England in the Seventeenth Century* (1952) pp. 107—8. 本著者はこれを「W. K. Jordan: *The Development of Religious Toleration in England* (1940) vol. IV, 第 1 冊を参照せよ」として引用せよ。
- (17) Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 149.
- (18) C. H. Driver: op. cit., p. 73.
- (19) Lord King: op. cit., vol. I, p. 12, Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 77.
- (20) H. M. Gwatkin: *Religious Toleration in England* (Cambridge Modern History, vol. V) p. 332.
- (21) S. N. Patten: *The Development of English Thought* (1899) p. 161.
- (22) トム・マクドナルド・クラヴィン法典の被害者は「主として都市に住む中流・下流階級の構成員」であり、これに對しては「ウィング」となったシヤントリ層は「シュエールの信仰を餘りた物固く固執し」なかつたことを認めよう。(林健太郎譯「英國社會史」一九五〇年、四〇五—一〇六頁) この點は田添京二氏が「この指摘はヨーロッパをさへ落した王政復古權力の構成に對應する」として論じているのは重要である。(田添京二「政治算術」として『インテラン』商學論集第三十二卷第六號、一九五〇



年、四九ナージ)。

(23) Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 148. フォーンはこの考え方にホブンスの影響をみ、ロックがこのころまでに「リヴンワイアサン」はならしたしる。市民論 (De Cive) と政治體論 (De Corpore Politico) とは讀んで「いた」といふが (ibid., p. 153) けれど、だからホブンスの影響を歸結するのは危険であろう。

(24) Fox Bourne: op. cit., vol. I, pp. 152—153.

(25) クラレンダンの社會契約説批判については J. W. Gough: The Social Contract (1935) p. 119. 参照。この批判の対象はホブンスであり、クラレンダンは社會契約説だけでなく同時にその絶對主權論をも批判している。彼の政治的立場は立憲君主制であった (cf. Cambridge Modern History, vol. V, p. 115)。

### 三

しかし復古王朝をささえていた妥協は決して永續的なものではなかった。それはまず一六六七年のクラレンダンの伯の失脚に分裂をあらわしてくる。それは國王の議會への屈服を示しているようにみえるけれども、しかしタムナーがいつているように「クラレンダンの没落は國王にとっては一種の解放であった。というのは彼はいまや

ロックにおける革命權思想の形成

彼自身の政策を追求しうるようになったからであり、その政策というのは寛容政策であった<sup>(1)</sup>。この場合寛容政策というのは、いうまでもなくカソリシズム保護の政策であり、それは革命によってその社會的基礎を失った絶對王政が自らを再建しようとしてフランスへの依存を強めざるをえなくなつたことの宗教的表現なのである。このような國王の反動化とならんで、クラレンダンの攻撃に成功した下院の進歩的勢力はオランダとの休戦を實現し一六六八年にはあのテムプルの三國同盟にまですすんでゆく。こうしてクラレンダンのいう中間項を失った國王と議會との對立は、なおしばらくの間はもと不安定な妥協——カバル<sup>(2)</sup>の下に隠されていたが、一六七〇年にドーヴァの祕密協定が結ばれ、ついでこの協定にしたがつて國王が第三回オランダ戦争へのりだそうとし、そのために七二年一月國庫の支拂いを停止し、ついで三月「信教自由令」を公布するにいたって、もはや隠すことのできなないものとなつた<sup>(3)</sup>。

このような情勢の變化はロックの思想にも敏感に反映してくる。一六六七年に書かれたとされる「宗教的寛容

にかんするエッセイ<sup>(4)</sup>におけるロックは、ブーンも指摘しているように「ローマ共和國についての考察」における廣教的な國家宗教の立場から宗教的寛容の問題へ力點をうつしているのである。もちろんロックが廣教主義の立場を捨てたのではなく、それはこのエッセイをもつらぬいて<sup>(5)</sup>いるし、またロックはいぜんとしてビュリタンと國教會あるいはカソリックの中間に立ちつづけているのであるが、しかしその力點は明らかにカソリシズムの脅威への抵抗にうつされている。すなわちロックは寛容問題にかかわりある黨派は法王派と狂信者 (fanatic) とに分類しうるとし、後者に對しては彈壓や強制ではなく説得と温情によつて改宗せしめ「國家にできるだけ忠實な、有用な役にたつような」人々にすべきであると主張する。もつともこれらの人々もあまりに強力となつて國家に危険な存在となれば彈壓さるべきであるが、現状では非常に多數であるにかかわらずいくつかの派に分れてゐるから、迫害によつてそれらを團結せしめ「あえて新しい政府を望ましめる」<sup>(8)</sup>よりも、「寛容によつてもつとも良く確保する」<sup>(9)</sup>方がはるかに賢明であり、かつ「國家の

力と富の基礎となる國民の勤勉と人口數<sup>(10)</sup>」にもよい影響をもつであろう。このようなロックの主張はその寛容性よりもむしろ政治的便宜主義の故に注目さるべきである。ロックはここでも非國教徒の一人としてではなく、むしろ國教會側の穩健派の一人であるかのように發言している。ところで法王派についてはどうか。ロックは、「彼らの危険思想は法王以外のすべての政府に絶対に破壊的であるから、その意見をひろめることを許されるべきではない」<sup>(11)</sup>と斷言する。彼らをとりにしめることによつて、「プロテスタントの首長としてのイングラランド國王の利益はいちじるしく増大されるであろう」<sup>(12)</sup>。一方には非國教徒の包容と他方には反カソリシズム共同戦線の結成<sup>(13)</sup>、この方向へロックはすすみだしたように思われる。政治思想についていえば、ロックはこのエッセイではじめて神權説をとりあげ、絶対王權を主張するものは彼らがどんな國に住んでゐるのかを忘れ、マダナ・カルタを無視するものであると批判し、神權説から制限君主制を主張するのは「矛盾ではないとしても馬鹿げたこと」<sup>(14)</sup>であるという。このように神權説が誤つてゐるとする

と、残るのは社會契約説であるが、この立場にたつかぎり、「人民が彼ら自身の保存という目的以外のためにその仲間の一人または數人に權威を興えるとは考えられない」から、行政者の權力は「その社會の人々の福祉と保存と平和という目的のためにのみ」用いらるべきであり、「各個人の財産と平和と生命をできるだけ維持することがその義務である」と主張される。ここでロックは行政者の權限をシヴィルなものに限定し、社會に害を興えないかぎり思想の「無制限の自由」があるべきであるととく。したがってロックの立場は明らかに變化しており、政治と宗教の分離がピュリタンへではなく、行政者と國教會へ向って要求されるのである。それは「國家の最強の黨派が包括的な教會のどんな主張にも耳をかたむけない」という固い決意をもっていることを、傷ましくも意識した<sup>(19)</sup>。ロックの、抵抗の態度をあらわしているといえよう。

そうするところでロックに新しい問題がでてくる。すでのべたように一六六〇年のロックは非本質的なものについては政府に服従すべきであると非國教徒に警告し

ロックにおける革命權思想の形成

ているのであり、その考え方はここでも變らず、「非本質的なものについての行政者の權威を否定するなら、法も政府もありえないであろう<sup>(20)</sup>」とされている。しかし本質的なもの、自分の良心の命ずるもの、についてはどうであろうか。ここでも自らの良心に反してまで行政者の命に従わねばならないのであろうか。この問題は一六六〇年にはロックの意識にはなかつたようであるが、いまロックはこの問題に直面せざるをえなくなる。そしてこの問題にロックが興えた答えは「政府二論」にあらわれるような人民の革命の權利ではなくして消極的服従の思想であった。すなわちロックはいう。「人民の生命、財産、自由の保護」という目的以外に權力を用いた行政者は「偉大な裁きによってもっともきびしい運命にあらわろう<sup>(21)</sup>」、何故なら彼はそのことよって人類に最大の害を興えたのであるが、「彼は地上のいかなる裁きに對しても責任をとらないのであるから<sup>(22)</sup>」。これを人民の立場からいえば、人民はその良心に反することを命ぜられた時には、「暴力なくしてなしうるかぎりにおいてその良心の命に従うべきである。そして同時にその不服従に對

して法の課する刑罰に靜かに服さなければいけない<sup>(25)</sup>、  
 こうすることによって「彼らは神へも國王へも忠誠を守  
 り、兩方に義務をはたす<sup>(26)</sup>」。このようにしてロックは、絶  
 對王政再建の脅威におびえながらもなおいぜんとして權  
 威の忠實な支持者であった。ドライヴァはこのエッセイ  
 においてロックが「革命的な考え方に接近して動揺して  
 いる<sup>(25)</sup>」と云っているが、ロックは社會契約説を明確化し、  
 生命・自由・財産という後の自然權思想もあらわし、「も  
 っとも卑しいものでさえも保存 (preservation) の權利  
 をもつ<sup>(26)</sup>」とまでいっておりながら、なおこの思想を論理  
 的におしつめて社會變革の論理を生み出すことができな  
 いのである。

そしてロックを革命的な考え方にいたらしめえなかつた理由は、いぜんとして民衆の蜂起への不安であった。消極的服従の理論につづいてロックはこう書いている。「しかしここで、先の場合の行政者と同じように、私人もまた、その意見や良心によって、本當はそうでもないものを必要だといつて頑固に追求したり不法だといつて頑固に回避したりする過ちをおかさないよう注意すべき

である。……命令權が行政者の大きな特權であるように良心の自由は臣民の大きな特權であるから、行政者にしる臣民にしる巧みな口實によって過ちをおかさないようその特權はきびしく監視しなければならぬ<sup>(27)</sup>」。ここでは人民の自由は自由の侵害であるという一六六〇年の思想がそのままにうけつがれている。そして神權說批判が歴史的根拠からなされているということも、このことと無關係ではない。マグナ・カルタをもち立憲君主制の傳統をもつイギリスに在ることによってロックは絶對王政の再現を警戒しているのであり、そのことは逆にいえば共和主義へもまたロックが反對するであろうことを暗示しているからである。マグナ・カルタを「乞食にふさわしいもの」<sup>(28)</sup>とのしつたレヴェラー、オヴァートンとの差がそこにある。

(1) J. R. Tanner: English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century (1928, rep. 1952) p. 234.

(2) カネルを構成していた五人のメンバー、Clifford, Arington, Buckingham, Ashley, Lauderdale は前二者がカ  
 ンリックまたはそのシンブンであり、後二者が非國教徒と結  
 びつき、最後の Lauderdale はもっぱらスコットランド問

- 題にかかわつてゐた (cf. J. R. Tanner: op. cit., p. 234)。すなわちここにはペンテコシズムを代表するものが加わつておらず、左右兩派が同席してゐるのである。
- (3) この間の事情については田添京二「前掲論文を参照せよ」。
- (4) "An Essay concerning Toleration"—Fox Bourne: op. cit., vol. II, pp. 174—194.
- (5) *ibid.*, p. 173.
- (6) ロック自身こう書つてゐる。「思辨的な意見の箇條は少なく包括的で、禮拜の儀式も少なく簡單にすべきであらう」とが latitudinism やある」(Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 194)。
- (7) *ibid.*, p. 189.
- (8) *ibid.*, p. 192.
- (9) *ibid.*, p. 192.
- (10) *ibid.*, p. 194.
- (11) *ibid.*, p. 187.
- (12) *ibid.*, p. 189.
- (13) ロックはこう。「われわれが教會とあらゆるプロテスタント信仰との共同の敵から離れ、それに對抗するのを見る時、いろいろの黨派はわれわれと共同の友好關係に團結するべきである」(*ibid.*, p. 189)。
- (14) *ibid.*, p. 175.

ロックにおける革命権思想の形成

- (15) *ibid.*, p. 175.
- (16) *ibid.*, p. 174.
- (17) *ibid.*, p. 185.
- (18) *ibid.*, p. 176.
- (19) *ibid.*, p. 173.
- (20) *ibid.*, p. 179.
- (21) *ibid.*, p. 180.
- (22) *ibid.*, p. 180.
- (23) *ibid.*, p. 180.
- (24) *ibid.*, p. 181.
- (25) C. H. Driver: op. cit., p. 82.
- (26) Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 185.
- (27) *ibid.*, p. 181.
- (28) cf. D. M. Wolfe: *Leveler Manifestoes of the Puritan Revolution* (1944) p. 124.

四

しかしロックの躊躇をよそに、國王の反動化は國內にはげしい抵抗をよびおこした。まず下院は七二年の信教自由令を攻撃し、わずか一年間で七三年の三月にはこれを撤回せしめることに成功し、ついで非國教徒を公職か

ら追放してカソリック教徒の進出を阻止せんとするテスト・アクトが成立し、カバルは崩壊する。信教自由令にはなお賛意をしめしていたシャフツベリ伯もこの時には公然と野黨的立場をとるにいたった。このころまでに王黨派議會のメンバーは半數近く交替しており、アシユリのいっているように、「復位した國王を迎えたあの熱狂的な忠誠は消えさり、野黨 (country party) は本格的な反對派へ成長していった」のである。七五年には野黨の中心組織たるグリーン・リボン・クラブがつくられる。これに對して國王はコーヒー店の政治談議さえ禁じようとするのであるが失敗に終り、また七五年には政府への忠誠を誓約せしめる法案を提出するがシャフツベリの妨害にあつてこれも失敗に終り、七五年十一月には議會の攻撃をかわすためにこれを休會せしめ、以後七七年二月まで議會はひらかれなかった。ロックはシャフツベリのもとに七二年から二三の公職についていたが、健康上の理由によって、議會が休會にはいつた七五年十一月から三年半にわたる外遊の旅にのぼつた。

この外遊中のロックの日記はキングのロック傳第一卷

八六ページ以下にあるが、フランスの宗教や經濟についての觀察や認識論の問題などについての覺え書がみられ、政治思想をうかがえるようなものはあまり見當らない。その中で若干まとまったやや長文のものとしては、一六七六年二月二五日のところに「刑法の強制」と題されたものがある。ここで刑法 (penal laws) といわれているのは、神の法に對する人間の法の意であり、それがどこまで良心に對する強制力をもちうるかが問題とされているのであるが、ロックは次のようにいつている。「神の法によって命ぜられたり禁止されたりする以外のものはすべて非本質的であつて、人間の力ではその性質を變ええない。だから人間の法は良心に義務を負わせることはできないし、したがつて人間の法はすべて純粹に penal である、すなわちその違反者をこの世における刑罰にふするのみでそれ以外の義務づけをもたないのである」。しかしこのように行政者の權力を全くシヴィルなものに限定することは、ロックにおいていぜんとして二重の役割をはたしているのである。つまり行政者は個人の良心へ干渉してはいけないということ、しかし同時に

人民は非本質的なことについては行政者に服従すべきであるということであり、そして本質的なこと、すなわち個人の良心が問題となる場合についてはロックはいぜんとして消極的服従の考え方にとどまっている。ここではロックは「政府を動搖させたり崩壊させたりすることは神の法によつて禁ぜられている」とはっきりいい、服従の義務を神的なもの、つまり本質的なもの、良心を拘束するもの、にしてしまう。だから行政者が個人の良心に反することを命ずる場合には、行政者と個人との對立として問題が考えられるのではなく、個人の良心の中での自分の信念と秩序維持の義務という對立としてしか考えられず、したがってその解決は消極的服従という形へ解消されてしまうのである。このように服従の義務を神の法によるものとみることが、實はロックが最初からとってきた社會契約説の立場を脅やかすことになるのであるが、しかしもちろんロックはその矛盾には氣づいていないようである。むしろたとえば七八年五月二一日のところに、「シヴィルな法とは人々の社會の約束 (covenante) にほかならず、それは彼ら自身、または彼らによつ

ロックにおける革命權思想の形成

て權威を與えられた一人または數人、によつてつくられ、その社會内のすべての人々の權利を決定し、一定の行爲に賞罰をさだめるものである」とされているように、社會契約説をそれ自體はますます明確な形をとつてきているように思われる。

ロックの外遊中にイギリス國內の情勢は急激に變化しつつあった。チャールズはフランスとの取引を有利にし、あわせて下院の攻撃をかわすために妥協的態度をとりはじめ、七七年にはメアリとオレンジ公との結婚に同意し、ついでオランダとの同盟をくだした。七八年にはカソリック教徒によるチャールズ暗殺の陰謀というデマが流布され——いわゆる法王派陰謀 (Popish Plot)——、シャフツベリ派はこれを巧みに利用して國民のカソリックへの反感を煽りたて、ウィッグの勢力はにわかが増大する。議會ではヨーク公ジェームズの即位を妨害しようとする排斥法案が提出され、ダンビー伯は失脚し、フランスへおくられていた援軍の解散が決議され、ヨーク公はオランダへ逃れ、ロンドンの民衆は法王の人形を焼いて氣勢をあげた。一六七九年二月、「名譽革命の長

期議會」といわれた王黨派議會が解散され、ついで十八年ぶりの總選舉の結果できあがった議會は「壓倒的にウィッグ<sup>(5)</sup>」であり、國王の支持者は一五〇名から三〇名へ激減した。國王は議會解散をくりかえしてその攻撃を受け、八一年三月にはロンドンを逃れてオックスフォードで議會がひらかれるが、ロンドン市民は「No popery, no slavery」のスローガンをかかかって議會へおしかけた。バーネット僧正は、「人々の間では戦争の始まった一六四一年のことがふつうの話題となった<sup>(6)</sup>」と書いているが、それはまさに革命前夜の様相を呈していたのである。

しかし事態が革命化するにつれてウィッグ上層部の妥協がはじまる。バーネットのいっているように彼らにあっては、「法王主義への恐怖は叛亂の脅威に變つていった<sup>(7)</sup>」のであり、シャフツベリらが大衆の要求におされてチャールズの庶子モンマス公の擁立を決意した時、オレンジ公をおすウィッグ上層部はそこから離反してゆくこととなったのである<sup>(8)</sup>。こうしてこの分裂につけこんだチャールズの反動が始まる。シャフツベリは八一年七月投

獄され、八二年十一月にはオランダへ亡命する。このころからロックの身邊にも政府のスパイの目が光るようになったらしく、ついで八三年六月のいわゆる「ライ・ハウス陰謀」(Rye House Plot)から始まるウィッグへの徹底的弾壓の前に、ロックも八三年八月にはオランダへの亡命を餘儀なくされるのである。

もともとロックはこのような陰謀に加わっていたのではなく、むしろつとめてそれから離れようとしていたらしく、八二年のシャフツベリの蜂起計畫の時もその中止を極力説得したらしいといわれている<sup>(9)</sup>。七八年の法王派陰謀の時にもロックはなおフランス滞在中であったが、「あらゆる不正、偽瞞、暴力、壓政もそれが権力を握る時には叡智や才能として通用する<sup>(10)</sup>」と嘆いており、また七九年六月六日づけのある友人への手紙には「この壓悪すべき状態」から逃れて、「どこか遠いアトランティスかユートピアで」暮りたいとのべられており、革命と反革命のはげしい争いにロックがただ厭惡の念しかいだいていないことをしめしている。

しかし事態はロックが逃避的であることを許してはお



かなかつた。一六八二年ごろに書かれたと思われる「非國教徒の擁護」<sup>(13)</sup>において、ロックは國教會の強制を非難し、自ら非國教徒たることを明らかにして次のようになつてゐる。「私が私の魂の救済にもっとも役立つものとしてどの教會または宗教團體に屬するかをきめることは、私だけが判定しうることであり、いかなる行政者も全くその権限をもちえないことであつて、それはキリスト教徒としてまた人間としての私の自由の一部である」<sup>(14)</sup>。ここではロックはもはや政策的な便宜主義的な觀點から寛容をといつてゐるのではない。そのような立場を許さねえなことをますます痛感するにいたつたロックは、ここで明確に異端者たることを人間の權利として要求するのである。もちろん彼の廣教主義の立場は捨てられていないし、したがつて非本質的なものにこだわらなければ教會の統一は可能であらうという一六六〇年以來の考え方もつづけられてはゐる。しかしそれはビュリタンにむかつていわれているのではなく、反動化するアングリカンにむかつてこそいわれなければならないことをロックははっきりと知つたのであらう。それは廣教主義の革

ロックにおける革命權思想の形成

命的立場への一歩接近であつた。

- (1) W. J. Ashley: *The Tory Origin of Free Trade Policy* (in "Surveys Historic and Economic" 1900) p. 273.
- (2) この草案の審議経過を公表するため同年 "A Letter from a Person of Quality to his Friend in the Country; giving....." (Works, vol. X, pp. 200—246) を發表された。ロックは後この手紙の執筆者自身をさして攻撃をかけたが「否定したとらわれぬ」(Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 487) の全集の編者はマクナムリーの口述をロックが筆記したと云つてゐる (Works, vol. X, p. 152)。
- (3) "Obligation of Penal Laws"—Lord King: op. cit., vol. I, pp. 114—117.
- (4) Lord King: op. cit., vol. I, p. 217.
- (5) A. L. Morton: *A People's History of England* (1938, new ed. 1948) p. 282.
- (6) G. Burnet's *History of His Own Times* (ed. by T. Stackhouse, abridged ed. in Everyman's Library) p. 167.
- (7) *ibid.*, p. 167.
- (8) cf. A. L. Morton: op. cit., p. 282. 「ギンナムは野黨のさうわは『水牛主義』派 ("Levelling" section) とす

## 一橋論叢 第三十二卷 第五號

いうべきものの指名候補であり、ウィリアムはウィッグのそれであった……。モンマスが選ばれたことは大衆の間ではきわめて好評であったが、多くのウィッグを離反せしめる結果をもった」。

(6) Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 470.

(7) *ibid.*, pp. 469—470.

(11) Lord King: op. cit., vol. I, p. 252. この事件そのものには最初から多分に政治的な策謀が感ぜられるし、最初から作爲的でなかったとしても少くとも國王もウィッグもともにこれを利用してようとしてフレーム・アップを行ったことは明白である。ロッキがどちらの側に對して非難してゐるのかは明らかでない。

(12) Fox Bourne: op. cit., vol. I, p. 429.

(13) "A Defence of Nonconformity"——Lord King: op. cit., vol. II, pp. 196—218. されば Edward Stillingfleet: "The Unreasonableness of Separation" の反論であるが、ブーンはその出版年を一六八一年とし、ロッキの反論の執筆を八二年と推定しているが(Fox Bourne: op. cit., vol. I, pp. 456—457) キングは前者を一六八三年としてゐるから反論はロッキの亡命後ということになる。ここでは一應ブーンにしたがっておく。

(14) Lord King: op. cit., vol. II, p. 214.

## 五

一六八五年二月チャールズ二世のあとをついだジェームズ二世は、もっと露骨にフランスへの依存とカソリックムへの接近を明らかにしていった。ミサは公然と行われ、カソリック教徒は宮廷にあつまり、四旬祭のための新しい禮拜堂もたてられた。「一體どうなつてゆくのだらうと皆が心配になつてきた」と王黨派のイーヴリンさえ書いてゐる。八五年五月の總選舉はなお王黨派のいちじるしい進出をしめしたけれども、八七年秋にジェームズが地方行政官に要求した忠誠問答書への回答は明らかにジェントリ層の大部分が國王から離反したことをしめしてゐた。<sup>(2)</sup>

しかし一六八八年の革命を可能ならしめたのはこのようなトーリ黨の國王離反であつたよりも、むしろ一六八五年のモンマスの亂における民衆の敗北であつた。すでにのべたようにモンマス公はウィッグ下層の民衆のチャムピオンであつたのであるが、八五年六月ライムへ上陸した公のもとに走つたのは、「日雇労働者、小農民、小賣

商、徒弟、非國教徒の僧侶<sup>(3)</sup>たちで、ジェントリもロンドン<sup>(4)</sup>の商人たちもまったく冷淡であったし、オレンジ公はかえってジェームズへ援助さえ申出たのである。モンマス公自身にも民衆の組織者としての資格はなかつたが、さらにこのようなウィッグ上層部の「サポーター」にあつてモンマスの亂は運命づけられてしまつた<sup>(4)</sup>。そしてこの民衆の敗北のちに初めて、民衆の革命への不安なしにウィッグの革命が企てられることとなる。マートンはいつている。「モンマスの敗北によって利益をえたのは、結局のところ政府ではなくてウィッグであつた。この敗北が左翼をおしつぶしたので……後に『名譽ある』と讃えられるようになった革命を安全に上演することが可能となつたのである<sup>(5)</sup>」。

オランダへ亡命してからのロックは、「ほかのイギリスからの亡命者たちの仲間にひきいられる<sup>(6)</sup>」ことを避けてアムステルダムからユトレヒトへうつり、もっぱら思索と著述に従事していた。ことにロックはモンマスとの交友を注意ぶかく避け、「その企てから何ものも期待していなかつた<sup>(7)</sup>」といわれる。しかし八七年の二月ごろ

ロックにおける革命権思想の形成

にロッテルダムに居をうつしてからはハーグにあつたオレンジ公のグループへ接近し、ロックもまた革命への政治活動に参加していったのである<sup>(8)</sup>。

ところでこのオランダ亡命中のロックの政治思想はどのようなものであつたらうか。とくに、社會契約説や自然権思想がいままでみてきたように萌芽的ではあるにしろすでにこのころまでにできあがつていたとすれば、その論理的歸結としての、そしてこれまでロックがなお回避しつづけてきたところの、革命権の思想は、いつどのようにしてロックの政治論のなかへとりいれられたのであろうか。この問題をさぐるためにまずとりあげられなければならないのは、一六八五年の末から八六年の初めにかけて書かれたリムボーチ (P. Van Limborch) あての長文の手紙——これが八九年に「宗教的寛容にかんする書簡」として公刊された——であらう。ここでロックは同じように行政者の権限をシヴィルなものに限定しようという考え方を主張しつづけ、良心の問題については「良心の自由はすべての人の自然の權利であつて、彼ら自身(國教徒——引用者)と同様に非國教徒にも屬する

ものである<sup>(10)</sup>」といって、異端者たることを権利として要求する。しかしロックは非本質的なものにこだわらないことよって教會の統一が可能だと考えうることはもはやできなくなっている。だからきわめて明白に、「もし行政者がその權威によつて、私人の良心に不法と思われれることを命じたらどうするか<sup>(11)</sup>」と問わなければならなくなってくる。これに對するロックの答えはこうである。行政者はそのような権利をもたないのであるが、しかしその點にかんして行政者と私人との間に判断の喰い違いがあつたら、「誰が彼らの間を裁くのか？ 私は答える、それは神のみであると。なぜなら最高の行政者と國民の間には地上の裁き人はいないのだから<sup>(12)</sup>」。しかし最後の審判の時まではどうすべきか。すべての人はまず自らの魂を、つぎに公共の平和を、配慮すべきである。裁き人のない争いでは力の強いものが勝つ。だから行政者の方がこの場合はたしかに勝利をしめるだろう。「しかしここでの問題はどちらが勝つかではなく、正義の規則にかかわっている<sup>(13)</sup>」。——ロックはこれだけしかいていない。問題はぎりぎりのところまでおしつめられて

いるが、そこでロックはなお最後の回答をさせている。それはロックが良心に忠實であることとならんで公共の秩序の維持を各人の義務と考えるかぎり、あくまでときがたい矛盾としてしか問題が迫つてこないし、その解決はやはり消極的服従の理論としてしかあらわれないであろうからである。「あらゆるものが荒廢に歸してしまつた時にも平和があると考える人はほとんどいないであらうけれども<sup>(14)</sup>」とロックはいいながら、いぜんとして彼にとっては平和と秩序こそが尊重さるべきものなのであつた。一六八六年初めのロックには、したがつて革命權の思想はまだなかつたといわなければならない。

「政府二論」の第二部がいつ書かれたものであるかは明らかでないが、大體オランダ亡命中の末期に書かれたものではなからうかと推定されている<sup>(15)</sup>。とすればそれはロックがオレンジ公のもとに政治活動へ参加していったころであり、そしてオレンジ公の腹心となつていたバートト僧正が、「公はついにイギリスの内政に干渉せざるをえなくなつたのに氣づいた。というのは公が統制してなければ革命は確實に共和制を生みだすであろうか

「ら」<sup>(16)</sup>といった時期、すなわち名譽革命の筋書が次第に明らかとなつていったころであつたのである。とすればロツクが「政府二論」第二部において、はじめて社會契約説を論理的に一貫せしめ、革命権の思想をとりいれることができたのは、このような情勢に對應するものであつたのではなからうか。オレンジ公を擁立しようとするウィグ上層部がモンマスの亂を見殺しにし、おもむろに「革命」へのりだしていったのと同じように、ロツクの革命権の思想もまたきわめて慎重にそこで初めてとりいれられたのである。

「政府二論」における革命権の思想についてはここではふれないこととするが、それは山崎時彦氏のすぐれた研究が明らかにしているように、「人民の革命に依る信託違反の摘發とその権力の打倒を端的直截に説くものと看做さるべきではなく、上からの自肅・改革に依つて信託違反の絶無を期する」<sup>(17)</sup>ような穩健な性格のものとしてあらわれているのである。そしてこの穩健さはたんに革命権思想にだけではなく、ロツクの政治論の全般にわたつて指摘しうるであらう。その點を明らかにするために

ロツクにおける革命権思想の形成

はロツクとレヴェラーズやあるいはミルトン、ハリントン、シドニー、ラドロウなどの共和主義者とを比較し、他方ダヴナントなどのトリーとの比較をもちろむる必要があるであらう。さらに政治論以外のロツクの思想體系についてみても、たとえば認識論における唯物論と觀念論との二元論、教育思想におけるスコラ的教育批判と民衆教育の無視、經濟論における前期的商人・地主への攻撃と労働者階級との對立、などが同じような意味においてとらえられなければならないであらう。また社會經濟史的には名譽革命前後における大地主制の成立とマニファクチュア資本の成長およびそれと前期的商業資本との對立とが分析されなければならない。これらの點については今後の研究にまたなければならないが本稿はそのような課題のためのきわめてささやかな序説にすぎないのである。

(1) John Evelyn: The Diary (Everyman's Library) vol. II, p. 216.

(2) cf. M. Ashley: op. cit., pp. 170—171.

(3) Lord Macaulay: History of England (ed. by C. H.

## 一橋論叢 第三十二卷 第五號

- Firth, 1914) vol. II, p. 576. cf. J. Evelyn: op. cit., vol. II, pp. 229—230. 「彼の黨派の大部分はその地方のメナム・メナムを食ひし織物職人等、各の各のシモン・メナムは誰も加わらなかつた」。
- (4) A. L. Morton: op. cit., p. 286.
- (5) *ibid.*, p. 288.
- (6) Fox Bourne: op. cit., vol. II, p. 17.
- (7) *ibid.*, p. 19.
- (8) *ibid.*, pp. 53 et seq.
- (9) *ibid.*, p. 34. ただしこのことは一六九〇年に出版された英譯 “A Letter concerning Toleration” (Works, vol. VI, pp. 1—58) による。
- (10) Works, vol. VI, pp. 47—48.
- (11) *ibid.*, p. 43.
- (12) *ibid.*, p. 44.
- (13) *ibid.*, p. 45.
- (14) *ibid.*, p. 44.
- (15) 鈴木秀勇、前掲論文、前掲箇所、参照。
- (16) これは一六八七年の末である。cf., M. Ashley: op. cit., p. 176.
- (17) 山崎時彦、「名譽革命の人間像」(一九五二年)一三六頁。
- (18) これらの人々には一方にレヴェライズと異なる貴族主

義的性格があるとともに、他方ロックとも異なつて一六六〇年王政復古に反対し、シムニーはオレンジ公擁立にも反対した。(Dictionary of National Biography, vol. XIII, p. 207) シムニーは名譽革命後亡命から歸つたが、わづらわらなかつた (cf. Lord Macaulay: op. cit., vol. IV, pp. 1768 et seq.)。

〔附記〕 本稿の執筆後、J. W. Gough: John Locke's Political Philosophy (1950) を讀む機会をえ、一六六〇年の小論文が Edward Bogshow の匿名論文における「極端なオクトの見解」を批判したものであること、そのなかでハンプスをちえ思わせるような行政者の絶対權の主張があること、および「ローマ共和國についで考察」がロックではなく、ロックがチューターをしていた第三代シャフツベリ伯の執筆によるものとする説があること、などを知りえた。したがって本文に若干の修正を加えたいと思つたのであるが、煩雑さをおそれあえてそのままにしておいた。附記して讀者の御諒承を乞いたし。